

宮城自販 7 第 130 号  
2025 年 10 月 10 日

代 表 者 様  
新 車 担 当 役 員 様  
登 録 担 当 役 員 様

一般社団法人 宮城県自動車販売店協会  
専務理事 佐藤博昭

**自動車通関証明書の電子管理に伴う自動車登録申請時の  
添付書類の取り扱い変更について**

標記について、国土交通省より、別添のとおり通知がありましたので、  
よろしくお取り計らい願います。

2025 年 10 月 6 日

支部専務理事 各位

一般社団法人日本自動車販売協会連合会  
常務理事 土 肥 豊

自動車通関証明書の電子管理に伴う自動車登録申請時の  
添付書類の取り扱い変更について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、国土交通省より、輸入自動車の登録申請手続きにおける添付書類の簡素化について通知がありました。対象となる「自動車通関証明書」については、財務省・税関における NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）による自動車通関証明書の電子管理開始に伴い、必要なデータが税関から国土交通省へ電子的に連携されることによるものです。

つきましては、本変更に関する詳細な情報や具体的な業務フローについては、添付資料をご参照いただき、支部及び会員の実務に携わる方々におかれまして、開始日以降、申請の不備が生じないように、改めて手続きの内容をご確認いただきますよう周知方よろしくお願いいたします。

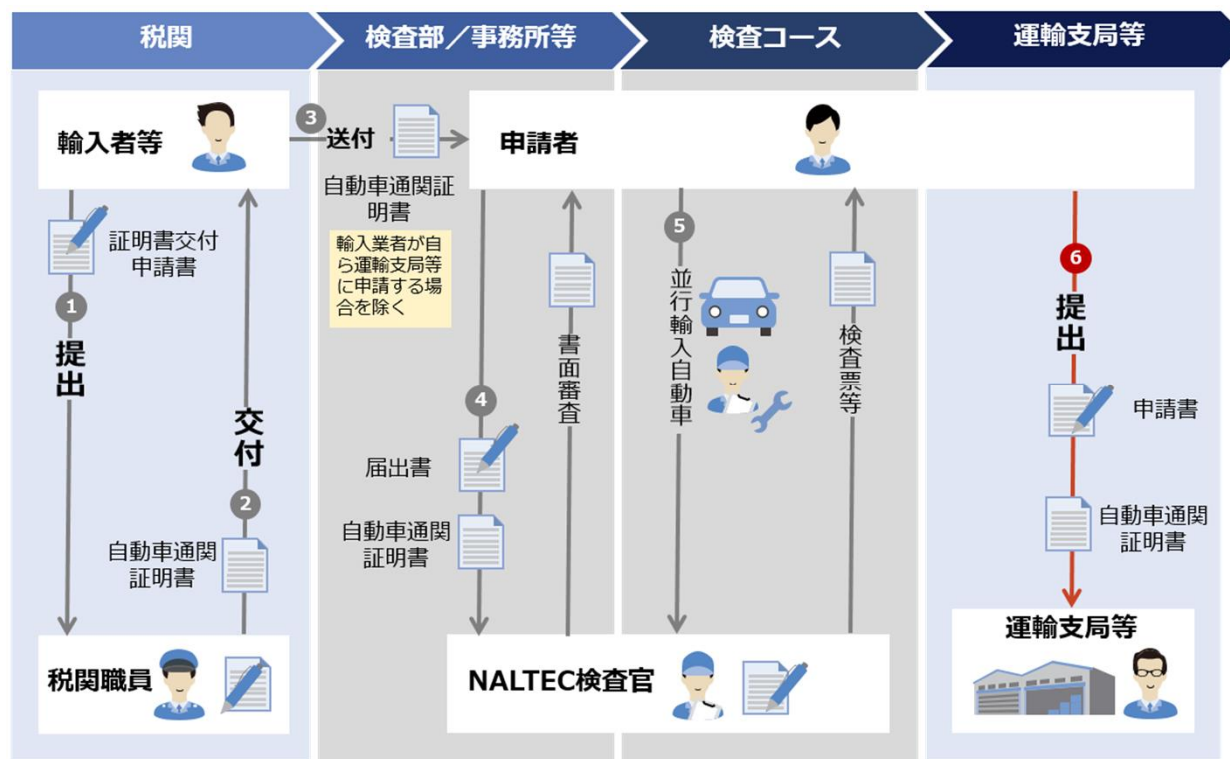
敬 具

（添付資料）

- ①（参考）R7.10.12 通関証明書電子化フロー
- ②（関税局）自動車通関証明電子化チラシ
- ③（国交省）自動車通関証明電子化チラシ
- ④【新旧対照表】自動車登録業務等実施要領（抜粋）

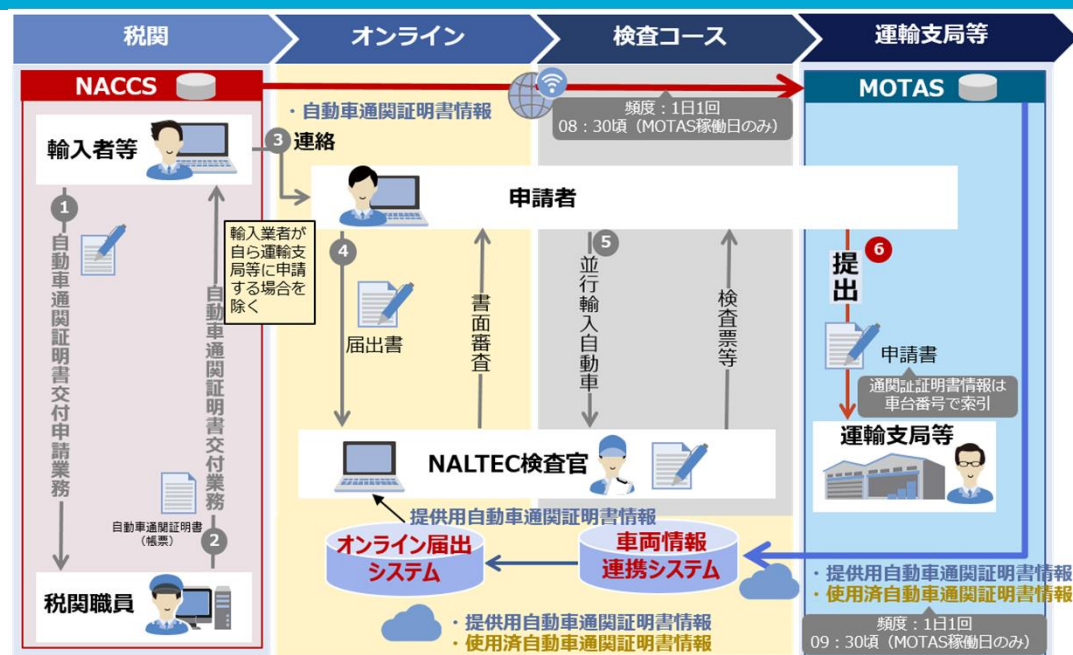
以 上

## 2.現状の業務フローについて



- 税関において、自動車の輸入許可後に輸入者等が通関証の交付を希望する場合は、輸入者等が証明書交付申請書を税関に提出する。(①)
- 申請書が受領されると、税関職員により、書面にて輸入者等に通関証が交付される。(②)
- 輸入者等が自ら運輸支局等に申請する場合を除き、輸入者等は申請者に自動車通関証明書を送付する。(③)
- 申請者は、検査部/事務所等に出頭し、並行輸入車届出書とともに、自動車通関証明書をNALTEC検査官に提示する。(④)
- この書面審査に通過すると、申請者は検査コースにて並行輸入自動車の検査を受ける。(⑤)
- 検査に合格し、検査票等を受領後、申請者は運輸支局の窓口にて、必要情報を記入した申請書（OCRシート）とともに、必須書類として自動車通関証明書等を提出する。(⑥)

### 3.サービス開始後の業務フローについて



- ・税関において、自動車の輸入許可後に輸入者等が通関証の交付を希望する場合は、輸入者等がNACCSにて自動車通関証明書交付申請を行う。(①)
- ・税関職員により自動車通関証明書交付業務が実施されると、NACCSより輸入者等に「自動車通関証明書（帳票）」が配信される。(②)  
また、**配信日の翌日の朝08：30頃**にNACCSからMOTASに「自動車通関証明書情報」が送信される。(赤線)  
MOTASにて自動車通関証明書情報が取り込まれたのち、その日の日中帯の間に、車両情報連携システムへ同様の「自動車通関証明書情報」が、前稼働日にてMOTASの登録で使用済みになった通関証情報（使用済自動車通関証明書情報）とともに、MOTASから車両情報連携システム経由でオンライン届出システムに連携される。(青線)
- ・輸入者等が自ら運輸支局に申請する場合を除き、輸入者等は申請者に自動車通関証明書が交付された旨を連絡する。(③)
- ・連絡を受けた申請者、オンライン上にて、並行輸入車届出書を提出する。NALTEC検査官はオンライン届出システムを活用し、電子的に連携された通関証情報（使用済通関証情報含む）を参照し書面審査を行う。(④)
- ・この書面審査に通過すると、申請者は検査コースにて並行輸入自動車の検査を受ける。(⑤)
- ・検査に合格し、検査票等を受領後、申請者は運輸支局等の窓口にて、必要情報を記入した申請書（OCRシート）を提出し、自動車登録手続きを行い、通関証情報についてはMOTASの電子通関証情報（使用済通関証情報を含む）を参照して審査を行う。(⑥)
- ・なお、連携された電子通関証情報に疑義がある場合は、発給元の税関に直接問い合わせる。

令和7年10月12日より

# 自動車通関証明書の 電子管理が開始されます

- ① NACCSを利用し証明書交付申請することで、税関窓口を訪れることなく証明書の交付を受けることができます。
- ② 国土交通省において自動車通関証明データが連携されることに伴い、電子化後の自動車通関証明書は、申請者における
  - ・紙媒体での保管、自動車販売時の受渡し
  - ・運輸支局等又は軽自動車検査協会への自動車手続き時の紙媒体の持参を行う必要がなくなります。  
※申請手続きの円滑化のため、通関証明書発給番号をお控えのうえ来所願います。

## (留意事項)

- △ 自動車通関証明書の電子管理の開始に伴い、証明書データのNACCSから国土交通省のシステムへデータ連携が完了するまで、1日を要することとなります。
- △ 税関への書面による証明書交付申請の場合は、証明書の交付後に税関でのNACCSへの証明書データ入力が必要になりますので、NACCSによる電子申請の場合に比べて、国土交通省のシステムへデータ連携が完了するまでに時間を要することがあります。  
なお、税関HPに掲載されておりますエクセルシートの提出にご協力いただければ書面での証明書交付申請の場合もデータ連携完了までの処理を円滑に行うことが期待できます。
- △ 紙媒体の自動車通関証明書を使用して車両の手続きを行おうとする場合の取扱いについては、運輸支局等又は軽自動車検査協会にお問合せください。

運輸支局のお問い合わせ先

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

軽自動車検査協会のお問い合わせ先

<https://www.keikenkyo.or.jp/office/>

是非、NACCSの導入も  
検討して欲しいワン！



財務省・税関では、通関手続に係る電子手続の原則化の実現に向け、通関関係書類の提出省略やPDF等による提出を認める等、電子化・ペーパーレス化に向けた取組を進めています。



税関ホームページ

[www.customs.go.jp/](http://www.customs.go.jp/)

財務省・税関

# 自動車通関証明の 電子管理開始のFAQ

Q1. 自動車通関証明をNACCSで申請した場合の手数料について知りたい。

A1. 書面での申請の場合は自動車通関証明書1枚につき400円ですが、NACCSで申請した場合は1枚300円となります。

Q2. 令和7年10月11日までに書面で発給された証明書について、電子管理への変更はできますか。

A2. 令和7年10月11日までに書面で発給された証明書は、電子管理への変更はできません。発給済みの証明書を保管してください。

Q3. 自動車通関証明書以外の通関証明はNACCSで申請できますか。

A3. 自動車通関証明書以外の通関証明については、従来どおりの申請方法となります。（例：市区町村に届け出る125CC以下の自動二輪車についての通関証明書 等）

Q4. 令和7年10月12日以降も、汎用申請業務による申請は可能か。

A4. 当面の間は従前どおり利用可能です。なお、汎用申請業務による申請の場合も、書面での申請と同様に、税関でのNACCSへの証明書データの入力が必要になりますので、NACCSによる電子申請の場合に比べて、国土交通省のシステムへ連携が完了するまで、時間を要することがあります。

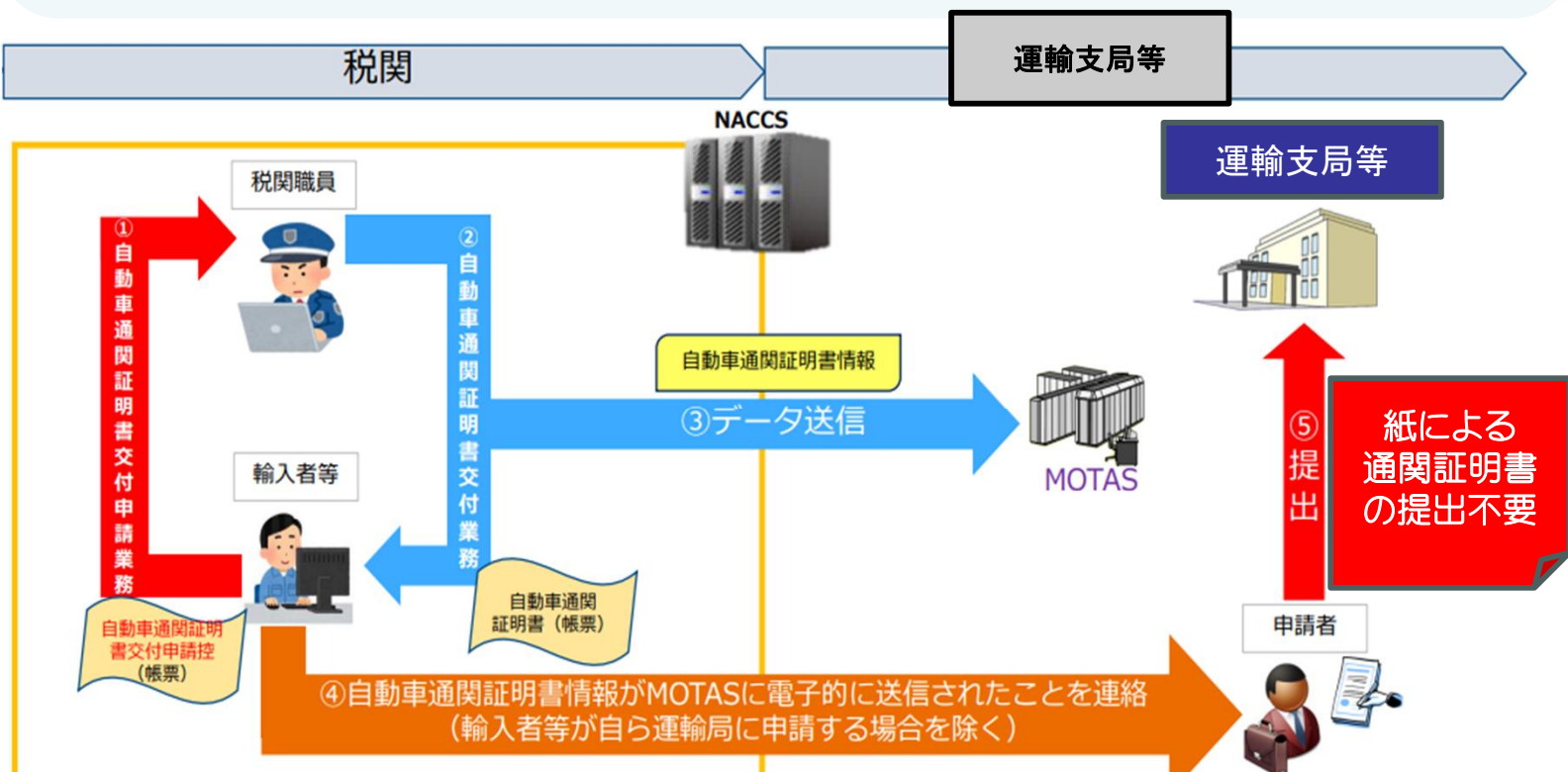
# 令和7年10月12日より 自動車通関証明書が 電子化されます。

【対象】  
登録自動車  
小型二輪  
軽二輪

○税関から発給された自動車通関証明が国土交通省へ電子的にデータ連携されるため、令和7年10月12日以降に発給された通関証明書については、自動車登録申請時において添付が不要となります。

※なお、令和7年10月11日以前に発給された自動車通関証明書については、現行どおり紙媒体による提出が必要です。

○自動車技術総合機構において行う、並行輸入自動車書面審査においても当該電子データが活用されます。



「自動車登録業務等実施要領の制定について」（自動車交通局長通達 平成18年1月30日付け国自管第166号・国自技第232号）  
 の一部改正について 新旧対照

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">自動車登録業務等実施要領</p> <p>I. 登録自動車</p> <p>1. 新規登録又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請</p> <p>1-1. 新車（初めて自動車検査証の交付を受ける自動車）<br/>                     (略)</p> <p>(2) 型式指定自動車以外の場合</p> <p>(ア) 提出書類<br/>                     (略)</p> <p>(h) 輸入の事実を証明する書面（輸入自動車の場合に限り必要）<br/>                     次のうちのいずれかのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車通関証明書 <b>（電磁的に提供されている場合は紙媒体の証明書は不要）</b></li> <li>○排出ガス検査終了証（電子情報）<br/>                         （予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し）</li> <li>○輸入自動車特別取扱届出済書（予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し）</li> </ul> <p>(略)</p> <p>1 1. 自動車検査証の再交付の申請<br/>                     (略)</p> <p>(2) 提示書類</p> <p>(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 運転免許証</li> <li>② マイナンバーカードもしくは、住民基本台帳カード</li> <li>③ 在留カード</li> <li>④ 特別永住者証明書</li> </ul> | <p style="text-align: center;">自動車登録業務等実施要領</p> <p>I. 登録自動車</p> <p>1. 新規登録又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請</p> <p>1-1. 新車（初めて自動車検査証の交付を受ける自動車）<br/>                     (略)</p> <p>(2) 型式指定自動車以外の場合</p> <p>(ア) 提出書類<br/>                     (略)</p> <p>(h) 輸入の事実を証明する書面（輸入自動車の場合に限り必要）<br/>                     次のうちのいずれかのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車通関証明書</li> <li>○排出ガス検査終了証（電子情報）<br/>                         （予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し）</li> <li>○輸入自動車特別取扱届出済書（予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し）</li> </ul> <p>(略)</p> <p>1 1. 自動車検査証の再交付の申請<br/>                     (略)</p> <p>(2) 提示書類</p> <p>(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 運転免許証</li> <li>② <b>健康保険の被保険者証</b></li> <li>③ マイナンバーカードもしくは、住民基本台帳カード</li> <li>④ 在留カード</li> <li>⑤ 特別永住者証明書</li> </ul> |

- ⑤ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類
- ⑥ ①～⑤に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

## 1 2. 登録事項等証明書交付の請求

(略)

### (2) 提示書類

(ア) 請求者本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

① 運転免許証

② マイナンバーカードもしくは、住民基本台帳カード

③ 在留カード

④ 特別永住者証明書

⑤ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類

⑥ ①～⑤に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

## II. 二輪の小型自動車

### 1. 新規検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

#### 1-1. 新車（初めて自動車検査証の交付を受ける二輪の小型自動車）

(略)

#### (2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

(略)

(g) 輸入の事実を証明する書面（輸入自動車の場合に限り必要）

次のうちのいずれかのもの

○(二輪)自動車通関証明書 （電磁的に提供されてい

⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類

⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

## 1 2. 登録事項等証明書交付の請求

(略)

### (2) 提示書類

(ア) 請求者本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

① 運転免許証

② 健康保険の被保険者証

③ マイナンバーカードもしくは、住民基本台帳カード

④ 在留カード

⑤ 特別永住者証明書

⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類

⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

## II. 二輪の小型自動車

### 1. 新規検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

#### 1-1. 新車（初めて自動車検査証の交付を受ける二輪の小型自動車）

(略)

#### (2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

(略)

(g) 輸入の事実を証明する書面（輸入自動車の場合に限り必要）

次のうちのいずれかのもの

○(二輪)自動車通関証明書

**る場合は紙媒体の証明書は不要)**

- 排出ガス検査終了証（予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し）
- 輸入自動車特別取扱届出済書（予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し）
- 輸入自動車等の打刻届出書

（略）

5. 自動車検査証の再交付の申請

（略）

(2) 提示書類

(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ① 運転免許証
- ② マイナンバーカードもしくは、住民基本台帳カード
- ③ 在留カード
- ④ 特別永住者証明書
- ⑤ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類
- ⑥ ①～⑤に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

6. 検査記録事項等証明書の交付の申請

（略）

(2) 提示書類

(ア) 所有者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ① 運転免許証
- ② マイナンバーカードもしくは、住民基本台帳カード
- ③ 在留カード
- ④ 特別永住者証明書
- ⑤ その他法令の規定により交付された書類であって、本

- 排出ガス検査終了証（予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し）
- 輸入自動車特別取扱届出済書（予備検査の申請の際に提出した場合にはその写し）
- 輸入自動車等の打刻届出書

（略）

5. 自動車検査証の再交付の申請

（略）

(2) 提示書類

(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ① 運転免許証
- ② **健康保険の被保険者証**
- ③ マイナンバーカードもしくは、住民基本台帳カード
- ④ 在留カード
- ⑤ 特別永住者証明書
- ⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類
- ⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

6. 検査記録事項等証明書の交付の申請

（略）

(2) 提示書類

(ア) 所有者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ① 運転免許証
- ② **健康保険の被保険者証**
- ③ マイナンバーカードもしくは、住民基本台帳カード
- ④ 在留カード
- ⑤ 特別永住者証明書
- ⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本

人確認ができる書類

- ⑥ ①～⑤に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

(略)

### Ⅲ. 軽二輪

#### 1. 新規届出

##### 1-1. 新車（初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合）

###### (1) 提出書類

(略)

(エ) 輸入の事実を証する書面（輸入自動車の場合に限り必要）

- ①(二輪)自動車通関証明書 （電磁的に提供されている場合は紙媒体の証明書は不要）

(略)

#### 4. 軽自動車届出済証の再交付申請

(略)

###### (2) 提示書類

(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ① 運転免許証

② マイナンバーカードもしくは、住民基本台帳カード

③ 在留カード

④ 特別永住者証明書

⑤ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類

- ⑥ ①～⑤に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

#### 5. 軽自動車届出済証返納証明書の再交付申請

(略)

人確認ができる書類

- ⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

(略)

### Ⅲ. 軽二輪

#### 1. 新規届出

##### 1-1. 新車（初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合）

###### (1) 提出書類

(略)

(エ) 輸入の事実を証する書面（輸入自動車の場合に限り必要）

- ①(二輪)自動車通関証明書

(略)

#### 4. 軽自動車届出済証の再交付申請

(略)

###### (2) 提示書類

(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

- ① 運転免許証

② 健康保険の被保険者証

③ マイナンバーカードもしくは、住民基本台帳カード

④ 在留カード

⑤ 特別永住者証明書

⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類

- ⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

#### 5. 軽自動車届出済証返納証明書の再交付申請

(略)

(2) 提示書類

(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

① 運転免許証

② マイナンバーカードもしくは、住民基本台帳カード

③ 在留カード

④ 特別永住者証明書

⑤ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類

⑥ ①～⑤に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類

(2) 提示書類

(ア) 使用者又は代理人本人を確認できる書面で次に掲げるいずれかのもの

① 運転免許証

② **健康保険の被保険者証**

③ マイナンバーカードもしくは、住民基本台帳カード

④ 在留カード

⑤ 特別永住者証明書

⑥ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類

⑦ ①～⑥に掲げる書類をやむを得ない理由により提示できない場合は、交付請求する者が本人であることを確認するため国土交通大臣が適当と認める書類